広島県教育委員会会議録

令和元年6月14日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年6月14日(金) 13:00開会

14:42閉会

1 出席者

教育長 平 Ш 理 恵 委 員 細 Ш 喜一郎 中 村 朗 志々田 まなみ いずみ 近 藤 菅 田 雅 夫

- 2 欠席委員 なし
- 3 出席職員

男 教 育 次 長 長 谷 川信 管 理 部 長 池 田 克 輝 教 育 部 福 嶋 彦 長 乳幼児教育・教育支援部長 池 肇 田 参 廉 与 生 田 徳 理 事 榊 原 雄 恒 総 務 課 原 透 長 江 書 広 報 室 﨑 真 紀 秘 長 Щ 課 教 職 員 長 Щ 田 哲 也 義務教育指導課長 河 北 光 弘 高校教育指導課長 志 幸 洋 竹 特別支援教育課長 \equiv 宏 浦 直

教育委員会会議定例会日程

| | | | 貝 |
|------|-----------|---------------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名者に | ついて | 1 |
| 日程第2 | 報告・協議 1 | 文化部活動の方針について | 1 |
| 日程第3 | 報告・協議 2 | 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜一般学 力検査の結果について | 3 |
| 日程第4 | 報告・協議3 | 特別支援教育ビジョン改訂骨子(案)について | 4 |
| 日程第5 | 第1号議案 | 知事の専決処分に対する意見について | 8 |
| 日程第6 | 第 2 号 議 案 | 数 職員人事について | 8 |

平川教育長: それでは, ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、 私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾を お願いいたします。

> (承 諾)

平川教育長: 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、 いかがでしょうか。

細 川 委 員: 第1号議案は議会提案前の内部検討を行うもの, 第2号議案は個別の人事に関する案

件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

平川教育長: ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長: それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の教職員人事につい ては、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長: 全員賛成と認めます。

したがいまして、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議する ことといたします。

報告・協議1 文化部活動の方針について

平川教育長: それでは、報告・協議1,文化部活動の方針について,竹志高校教育指導課長,説明

をお願いいたします。

文化部活動の方針について御説明いたします。 竹志高校教育指導課長 :

> 部活動の方針につきましては、平成30年7月に「運動部活動の方針」を策定し、文化 部活動に関しても、本方針中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等 の設定」については,文化部活動の特性を踏まえつつ,「運動部活動の方針」に準じた取 扱いを行うよう通知しているところでございます。その後,平成30年12月27日付けで文 化庁及び文部科学省から,「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定」 等についての通知があり、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され たことにより、この度、「文化部活動の方針」を策定することといたしました。

> 内容につきましては、国の示した文化部活動のガイドラインが、運動部活動のガイド ラインをベースに策定されたこともあり、本県の「文化部活動の方針」も、先行して策 定した「運動部活動の方針」の内容を踏まえ、同様に規定しております。

> 「文化部活動の方針」の冊子の1ページの下から、学校における文化部活動の方針の 策定や公表、また、3ページの下から5ページに、休養日及び活動時間の基準を記載し ております。これらの内容につきましても,「運動部活動の方針」と同様でございます。

> なお,「運動部活動の方針」と記載が異なる内容については, 7ページの「5 参加す る大会数の上限及び精査」の部分になります。「運動部活動の方針」では、参加する大会 数の上限の目安として、学校体育団体の主催若しくは共催する大会を設定し、それ以外 の大会への参加については、実態に応じて各学校で精査するように記載しております。 一方,「文化部活動の方針」では,国の文化部活動のガイドラインの趣旨を踏まえ,実態 に応じて各学校で参加する大会等を精査するように記載しております。これは、文化部 活動の特性として、高等学校文化連盟などが主催若しくは共催する大会以外にも、地域 行事や学校行事の一環として参加する大会等が多岐にわたるため, 一律に基準を設ける

のではなく,各学校の実態に応じて柔軟に対応できるよう記載したものでございます。 説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤 委員: 先ほどの御説明ですと、「運動部活動の方針」をベースに、文化部についても方針を策定されたということなのですが、感覚的に運動部はすごく練習時間が長いという印象があって、文化部の中にもそういう部活動はあるのかもしれないのですけれども、少し何か違うのではないかなという気がするのです。文化部活動の現状の課題がどこにあるということでこの活動方針を策定されたか教えてください。

忧語較新指導展: まず、文化部活動の整理ですけれども、運動部以外の部活動全てを文化部の中に入れております。具体的に申しますと、自然科学であるとか社会科学、ボランティアでありますとか、チアリーダー部、そういったものも文化部として整理しているという状況があります。国等の調査によりますと、吹奏楽部でありますとか、チアリーダー部等の活動というのは結構長時間、激しく活動しているということで、この度運動部と同等の基準で整理させていただいている状況でございます。

中村委員: 今,課長がおっしゃられたように,運動部以外の全ての部活動というと幅が広くて,私も総文祭のときにマーチングバンドとかバトンとかを見せていただきましたが,ほとんど運動部ではないのかなというような,すごくアクティブな活動でありましたし,そのための練習量もすごいと聞きましたので,そういう意味では運動部と同等の基準があって然るべきだろうなと思いました。

総論的には、こういう方針を定めるのは良いと思うのですけれど、例えば将棋とかであれば、結構、一局に時間がかかったりすると思うので、そういう意味で、一律で良いのかなというのは少し気になるところがあるなというのが感想ですね。

細川委員: 私の地元の小・中学校では将棋がかなり盛んでありまして、全国大会にも出場するような児童生徒がおります。彼らは、学校でもやっているのでしょうが、地域の文化教室でも指導を受けております。そういうところまでは、ここでは制限をしないということでよろしいのでしょうか。

性温板教育指導課長: 社会教育でやっているところまでは制限をかけておりません。

細川委員: 例えば吹奏楽部などは年度末に卒業コンサートということで感謝を込めて地域で演奏したり、いろいろな行事がございますが、今現在行っている数が、制限をオーバーしているとか、そういったチェックをここでかけてくださいということで、これを定めるのかということをお聞きしたいと思います。

細川委員: ロータリークラブとかライオンズクラブとか、そういう会をしますからということで学校に出ていただいているところもあるのですが、それをやめるということになると、子供たちはそこに出るために頑張っているのだと、逆にやめてもらっては困るという声を聞くこともございます。既にオーバーワークになっていて、ちょっとやり過ぎではないかというところは考えていくべきであろうと思うのですが、その辺との兼ね合いはどのように御指導されるのですか。

忧語散骸指韉縣: 元々国が出している趣旨を踏まえてという形にはなると思っておりますので、子供の意欲であるとか地域の願いとかというものを一律に無視して、この枠内でしなさいという指導は適切ではないとは思っているところでございます。

細川委員: ただ,一応,指針というか,ここに示されているところを超える部分については,県 教育委員会の指導の下に,学校が今後検討していくという理解でよろしいですか。

竹志高校教育指導課長: /はしい。

菅田委員: 教員の働き方改革等で、やはり文化部もある程度のガイドラインを決めなければいけないというのは分かるのですけれども、いろいろな学校外での活動、あと、教師以外が指導に入る場合は、この限りではないとか、そういう状況ごとのもう少し緩いガイドラ

インにしてあげないと、特色ある学校作りに支障が出る可能性もあると思いますので、 そこら辺を少し考慮していただければと思います。

性高酸新指導課長: 特色作りということは大切にしながらも、最終的には子供たちのバランスの取れた心

身の成長という視点での取組を進めたいと思っておりますので、その辺のことは踏まえ

て指導していきたいと思っています。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長: それでは,以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜一般学力検査の結果について

平川教育長: 続いて,報告・協議2,平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜一般学力検査の結果について,竹志高校教育指導課長,説明をお願いいたします。

性高版教育指導課: 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜一般学力検査の結果について御説明いたします。

お配りしておりますこの冊子は、3月6日水曜日及び7日木曜日に実施いたしました広島県公立高等学校入学者選抜の選抜(II)における一般学力検査の結果について取りまとめたものでございます。

まず、1ページの下にあります平均点の表を御覧ください。一般学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施し、5教科全体の平均点は50点満点中で22.2点となっており、平成30年度より0.7点高くなっております。

続いて、検査結果の概要について御説明いたします。

2ページの各教科等の得点分布を表すグラフを御覧ください。右下の5教科を合計したグラフは、250点満点中の約50%に当たる126点から150点の層をピークとしたなだらかな山形となっております。グラフの左側にやや膨らみが見られ、30%以下の得点層に属する受検者数が多くなっております。

教科別に見てまいりますと、国語では、全体の中央が高くなった山形になっており、 応用的な問題に十分に対応できない受検者が多いと考えられます。分野・領域別に見ま すと、説明的な文章についての正答率が低い傾向が見られます。

続いて、社会、数学では、全体の形がやや左寄りのなだらかな山形、理科及び英語では、全体の形が台形に近い形になっており、いずれも基礎的・基本的な学習内容の定着が不十分な受検者が多くいると考えられます。分野・領域別に見ますと、社会では歴史について、数学では図形や関数について、理科では物理についての正答率が低い傾向が見られます。また、英語では、会話文の流れに合った適切な語を考えて書く力や、文章の概要や要点を理解し、質問に対する自分の考えが読み手に正しく伝わるように英文を書く力を見る問題についての正答率が低い傾向が見られます。

5 教科に共通した課題としまして、昨年に引き続き、日常生活などを想定した課題解決の場面で、既習の知識や学習内容等と関連付けて考察し、自分の考えを持ったり判断したりして、その過程や結果を表現することが十分にできていない点が挙げられます。

こうしたことから,「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づき,学習者を 基点とする能動的で深い学びである「主体的な学び」を促す学習活動を充実し,思考力, 判断力,表現力等の育成を図っていきたいと考えております。

なお、本資料におきましては、結果の報告にとどまらず、課題の分析や指導のポイントを詳細に記述しております。これまでも義務教育指導課と連携し、中学校に対する指導を行っており、今後も引き続き、公立の中学校や高等学校、市町教育委員会に配付し、中学校は元より、高等学校における指導内容・指導方法の工夫・改善に生かすよう取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員: 大体きれいな山形になっているということですので,一つ一つ御説明いただいたように,それぞれ特徴はあるものの,どちらかというと,学力の定着は進んでいるのだろうなということはよく分かりました。

中学校の先生方が具体的にどのような場面でこの資料を活用するのかということを教えてください。

性高酸素能導験: この報告書に見られる学習指導上の課題については、現在中学校に在籍している生徒 にも当てはまる可能性が非常に高いですので、書いているポイント等を基に、単元作り でありますとか授業作りに生かしていただくようにということをしています。

今、中学校の先生のことをお話ししましたけれど、その前に、教育事務所や市教委にもお配りしておりますし、市町の教育長会議といったところでもこういった資料について説明しておりますので、そういったところからのアプローチもしていただくようにしております。

志々田委員: 入試の問題というのは、それだけで子供たちにとってインパクトのある材料になると思いますので、この問題が出て、このように解けなかった人たちがいるから、こういう力が足りないのだということは、全ての学校で先生方から子供たちに解説され、みんなが弱いところがこういうところだからこういう練習問題を解いてみようというような授業が、どの学校でもできるような、そんな研修ができればと思います。やはりみんなでやってもらわないと解けない子がいなくなりはしないと思いますので、是非ともそういった学校の授業の場で先生方が生徒たちに解説してあげられるような時間を取れるように御指導、引き続きよろしくお願いします。

中村委員: 先ほど御説明いただきましたように,5 教科共通して日常生活などを想定した課題解決の関連の問題が十分できてないということですから,残念ながら,中学校までの段階でまだ十分浸透していないということですよね。この資料の3ページにもその改善のためにという文章がありますけれども,これらにも具体的に各問題についての解説だとか改善のためのポイントみたいな資料があるということですか。

性語酸新指導器: お示ししました冊子の中に、それぞれの教科のところで具体的な身に付けさせたい資質・能力はどういったものなのかというようなところも書いて、どの問題がどの力を問うているのかということも書いてあります。先ほど言われました、特にこういう力を付けてほしいというところは、先ほどの指導のポイントというところで、具体的にこの力を付けるためにはどういう授業展開で進めていったら良いかということを整理させていただいております。どの教科もそういう形で整理させていただいております。

中村委員: よく連携して改善できるように、よろしくお願いいたします。

平川教育長: ほかに御質問,御意見ございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: それでは,以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 特別支援教育ビジョン改訂骨子(案)について

平川教育長: 続いて、報告・協議3,特別支援教育ビジョン改訂骨子(案)につきまして、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三端版機額課: 特別支援教育ビジョンの改訂骨子(案)について御説明をいたします。

この特別支援教育ビジョンは、本県の特別支援教育の理念や方針、取組内容等を総合的にまとめたものであり、平成20年7月に策定し、それ自体に期限を設けているわけではございませんが、策定時には、数値目標の達成期間を10年先と想定しておりましたので、これを機にこれまでの成果・課題や学習指導要領の改訂、社会情勢の変化などを踏まえて、内容を見直しているところでございます。

改訂に当たりましては、学識経験者を始め、医療、福祉、労働、学校、保護者、教育 行政の各代表からなる有識者会議を複数回行い、多様な意見を頂くこととしており、本 日の説明資料にも反映させております。

1ページ目にありますとおり、骨組みに当たる「2 理念と目指す姿」及び「3 施策体系」については、現行の特別支援教育ビジョンと大きく変えることなく、引き続き取り組みたいと考えております。

続きまして、2ページをお開きください。「2 現行ビジョンの振り返り」に、この10 年間の振返りをまとめております。頭の印は、白丸で成果、黒丸で課題を表しております。この10年間を振り返ってみますと、成果は、「(1) 支援体制の整備」に白丸二つ

が付いておりますように、全ての校種において特別支援教育を進めるための基本的な体制ができたこと、また、「(3) 特別支援学校における教育の充実」のところの白丸が示してありますように、特別支援学校の職業教育の充実によりまして、高等部の卒業者の就職率が大きく向上したことなどが挙げられます。

一方,課題といたしましては,「(2) 教員の専門性の向上」に黒丸二つがありますように,特別支援学校教諭免許状の保有率が上がらないことや,小・中学校の特別支援学級担任等については専門性の蓄積が難しい状況があることなどが挙げられます。

3ページを御覧ください。施策の柱ごとに指標,課題及び対応方針について説明して まいりたいと思います。

一つ目の柱であります「支援体制の整備」の指標項目を御覧ください。指標であります「特別支援教育に係る校内委員会の設置状況」、「特別支援教育コーディネーターの指名状況」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画の作成状況」の実績値が、それぞれ目標値としております100%に近付いたため、全校種において、基本的な支援体制は整ったと考えております。

なお、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成については、現在、対象 生徒等の在籍校における作成率として、一人でも作成した学校数を指標にしております が、次の段階といたしまして、作成した生徒数をその指標に据えて、支援の必要な幼児 児童生徒全員への作成を目指していきたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。二つ目の柱、「教員の専門性の向上」です。教育職員免許法の規定によりまして、小・中・高等学校の免許状を保有していれば、当分の間、特別支援学校教諭免許状を保有していなくても特別支援学校で指導することが可能とされております。このため、特別支援学校教員の免許状保有率が大きな課題となっておりましたが、免許保有に必要な単位を履修させる免許法認定講習を実施することで、一定の改善を図ってまいりました。今後におきましては、免許法認定講習の受講機会を拡大するなどの取組を行い、特別支援学校の教員が多様なニーズにも対応できるよう、複数障害種の免許取得を促進したいと考えております。

一方、小・中学校の特別支援学級担任については、免許法認定講習の主たる対象となっていなかったことから、依然として保有率が低い状況にございます。そこで、新たに特別支援学級担任に特化した免許法認定講習を実施し、免許保有率の向上を図りたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。三つ目の柱であります「特別支援学校における教育の充実」については、その指標としている高等部卒業者の就職率が、平成17年度には全国最下位であったことから、就職支援教員、いわゆるジョブ・サポート・ティーチャーの配置、特別支援学校技能検定の実施などの取組により、平成29年度には全国第9位にまで引き上げることができました。目標値は達成しましたが、職業教育の充実は今後も引き続き取り組むべき事項であると考えております。また、新学習指導要領で求められているICT機器の活用や生涯学習への意欲を高める取組、高度な医療的ケアが必要な生徒等への対応についても推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。県立特別支援学校の再編整備につきましては、この一覧に示すように、複数の障害種別に対応する再編を行ってまいりましたが、知的障害のある児童生徒の増加により、特別支援学校の教室不足が生じるなどの状況があることから、適切な学習環境の整備が必要であると考えております。また、生徒の自立と社会参加に向けた職業教育の一層の充実を図るため、職業コースの拡充など、今後の特別支援学校の在り方について検討を進めることとしております。

最初のページにお戻りください。「3 施策体系」を御覧ください。各柱の説明は以上でございますけれども、最初に申し上げたとおり、現行の理念の下、これまでの施策の振り返りや有識者会議での意見を踏まえ、現行の取組を充実・発展させながらも、現在の枠組みの中で、新たな課題や取り組むべき内容を整理していくことができると考えられるため、改訂する特別支援教育ビジョンにおいても、現行ビジョンの三つの柱を据え、取り組みたいと考えております。

改訂については、新学習指導要領の改訂に合わせて、令和2年度実施を目指しておりまして、「4 スケジュール」にありますように、今後は素案を作成し、パブリックコメントを実施した後、本年11月の教育委員会会議において、改定案をお諮りしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員: 大枠,基本としてはこれまでどおりということで,もちろんこれまでの10年というの は、広島県の特別支援教育ではとても進んだ10年間だったと思うので、その成果を今後 も引き続きというのはとても良い方針だと思います。

> 一つだけ、この10年の中で何が変わったのかというと、障害者差別解消法が施行され て、合理的配慮が学校教育の中でも求められるようになったということだろうと思いま す。このビジョン自体は特別支援学校、それから特別支援教室の場というところに主な 重心があるようですけれども、特別支援教育は何もそれだけの範囲ではなく、全ての学 校の中で特別支援教育は実施されるべきものだということは御承知のとおりだと思いま す。ですので、やはり普通の学校の学級の中で、どのような合理的配慮がなされるべき かという点の基本的な考え方を、このビジョンの中に今回入れても良いのかなと思いま す。おそらく普通の学校の教育ビジョンの中にも入るべき内容ではあるとは思うのです が、特に特別支援教育という視点から様々な整備をしていくこのビジョンの中で、通常 学級の中でどれだけ合理的な配慮ができるのかということに関して少し触れたり、計画 があったりするのも良いのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

三浦特別支援教育課長 :

委員がおっしゃられるとおり、特別支援教育というのは、全ての学校において行われ るべき教育だと捉えております。2の理念にありますように、特別支援教育は、特別な 支援を必要とする生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等 学校,中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものですということで,既に 平成19年に特別支援教育の考え方が示されてから盛り込まれていて、合理的配慮という 考え方が取り入れられています。この理念については、そのまま生かせるものだと考え ております。

また,「3 施策体系」を御覧いただきたいと思うのですけれども,支援体制の整備と いうところで、今まで通級の指導教室であるとか特別支援学級であるとかいうところに 重きが置かれていたと思うのですけれども、改訂ビジョンのところを見ていただいたら、 「多様な学びの場の充実」と書いております。これは、それぞれの支援の必要な子供が 通常学級又は通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校と、場を選ばず、どこでも特 別な支援が行えるような体制を整えていくという意味で,「多様な学びの場の充実」と書 かせていただいておりますので、委員のおっしゃられた観点も踏まえながら、このビジ ョンを作成していると考えております。

中村委員:

志々田委員の御指摘とかなり重なるとは思うのですが、特別支援学校でも特別支援学 級でも通級でもなく,普通学級に支援が必要な児童生徒がいるかもしれない,誰も気付 いていないけれども障害がある子供がいるかもしれないという状況がありますよね。だ から, そういった状況に対応する全ての教員に基本的な知識と, こういう生徒がいたら こういう対応しましょうみたいなことを、やはり学んでもらう必要があると思いますの で,このビジョンの中でうたうのかどうかということもありますけれども,実際問題, 教員の研修等の中で,そういった指導をしていただかなければならないと思うのです。 これは、もう既にやっていただいているのでしょうか。

E端Mtg級前課: 高等学校は,この度通級による授業が開始されたということで,気になる子に対する チェックリストというのを作成いたしまして、通常の高等学校においても活用していた だくように取り組んでいます。そういう取組を通して、今まで気付かなかったというか、 あまり支援がされていなかった子たちにも光を当てていく必要があると思いますし、そ ういう力を全ての教職員に付けていかなければならないと思いますので,そういう研修 も実施していきたいと思っております。

細川委員:

ビジョンの内容に含まれていないと思って意見を申し上げるのですけれども、特別支 援学校で学んでいる児童生徒が卒業されると,一般就労されたりとか,いろいろな進路 先がある中で, 学校の中だけにとどまらず, 学校外に出ていかれて, いろいろな社会と か企業とかと関わり合いになるところをビジョンの中には入れられないのかなと思いま す。企業の側も、例えば工業系の学校と交流したりするようなことがあるわけで、その ようなところが教育ビジョンの中に含まれていくべきではないかなということを感じる のですが、いかがですか。

三浦特別支援教育課長 : 直接ビジョンの中にそういうものを盛り込めるかどうかというのは分かりませんけれ ども、特別支援学校における職業教育の充実という点については、既にそういう取組も 少しずつ始まっておりますし、そういう中身のところで各学校が工夫して取り組んでい くことは必要だろうと思っております。

それから、生涯にわたって障害のある子供たちを支援して支えていかなければいけないという点がございまして、支援体制の整備のところに、関係機関との連携・協働というものがございます。今までそれぞれ福祉であるとか労働であるとか教育であるとかがばらばらに支援してきたということもありますし、幼・小・中・高のつながりがうまくいっていなかったりとか高等部卒業後の社会とのつながりがうまく連携できていなかったりとかというようなことも課題としてありますので、やはりそこら辺の関係機関の連携の仕方といったことも今後、強化していかなければならないというような思いはございますので、そこへ入れさせていただいております。

細川委員: 課長がおっしゃるとおり、各学校でいろいろな取組をしていただいているのは承知しているところであります。特別支援教育ビジョンというものの中に入れるべきかどうか、私もよく分からないのですけれども、将来はやはり社会に出て活躍する子供もいますし、いろいろな人生があるわけですから、社会、地域としても関われるところは関わっていくべきだと考えますので、それもどこかに盛り込んでいただきながら、一緒にやっていければと思います。

Eiik制技術課長: おっしゃられることはよく分かりますので、どのように盛り込めるかというのは今後、 検討させていただきたいと思います。

菅 田 委 員: 教員の専門性の向上ということで、これまでにない取組をしようとかというのは、具 体的には何かあるのでしょうか。

E ii 制財援新課: 先ほど申し上げましたけれども、特別支援学校教諭免許法認定講習では、免許自体は特別支援学校の教諭を対象とした免許の制度になっており、特別支援学校教諭免許状視覚障害領域とか聴覚障害領域、知的障害領域というように5領域に分かれております。したがって、特別支援学級教諭免許状とはなっておりませんので、認定講習の講座自体が特別支援学校の児童生徒を対象としたような中身のものが多かったということがございます。ただ、近年、軽度発達障害の子供たちも増えておりますので、やはり特別支援学校教諭免許状で勉強する中身はその子たちにも生きてくると。そういう点から、講師をお務めいただく先生に、軽度又は特別支援学級の子供たちに少し焦点を当てたような認定講習の講座内容にしていただけないかというようなことをお願いしつつ、特別支援学級の担任を対象としたような認定講習ができないかなということを検討しているところでございます。

近藤 委員: 既に現行のビジョンで幼稚園や高校は、校内委員会の設置だとか特別支援教育コーディネーターの指名は100%達成できて、基本的な支援体制はできたということなのですけれども、実際、特別支援教育コーディネーターというのはどのような方が指名されていて、どのような活動をされているのか教えてください。

近藤委員: 小・中については特別支援学級の先生が担われていることが多いというお話なのですけれど、小・中の特別支援学級の先生も担任制で交代が早く、専門性のところでこれからも向上が必要ということなのですけれども、幼稚園、高校についても、基本的な体制はできたとは言っても、それが実際、幼稚園から小学校、中学校から高校生のところで、本当に良い支援ができるかという中身の充実も図っていっていただければと思います。

今後は、先ほど申し上げましたように、一部の子供たちだけではなくて、支援の必要

な子供たち全員へ個別の計画を作る,また,その計画の中身が本当にその子の支援につながらないと意味がないと思いますので,そういう取組を今後10年,目指してやっていきたいと思っています。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見ございませんか。

(なし)

平川教育長: それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして, 先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので, 傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:47)

【非公開審議案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案-1 教職員人事について

小学校教諭のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置(停職 1月)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案-2 教職員人事について

小学校教諭の不適切な成績処理に係る人事措置(戒告)について、審議の結果、全員賛成により原案 どおり可決した。

(14:42)